

第30回鳥取地方裁判所委員会及び第30回  
鳥取家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成30年2月23日（金）午後2時30分～午後4時30分

2 開催場所

鳥取地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

岩倉広修（地家裁委員），大西三重子（家裁委員），辛島明（家裁委員），  
佐野泰弘（地家裁委員），谷口卓也（家裁委員），田畑光行（地家裁委員），  
中山実郎（地裁委員），畑千鶴乃（家裁委員），藤澤裕介（地裁委員），三  
木文子（家裁委員），村上浩美（地裁委員），横山憲昭（地裁委員）

（事務担当者等）

地裁：安原事務局長，小村民事首席書記官，田部刑事首席書記官，森田会計  
課長，松本総務課課長補佐

家裁：吉川事務局長，安田首席家裁調査官，矢原首席書記官，山名家裁総務  
課長，山口家裁総務課課長補佐（書記）

4 議題

- (1) テーマ：要配慮者対応について
- (2) 次回開催テーマ等

5 議事

- (1) 新任委員の紹介
- (2) 地裁委員会委員長の互選

岩倉広修委員が地方裁判所委員会の委員長に互選された。

- (3) テーマについての意見交換等

裁判所事務担当者から裁判所における要配慮者対応について説明し，意見交換をした。

要旨は別紙のとおり

#### 6 次回開催期日等

次回の鳥取地方裁判所委員会及び鳥取家庭裁判所委員会を合同で開催し，開催日時は平成30年6月13日（水）午後2時30分から2時間程度とする。

(別紙)

テーマ「要配慮者対応について」

○委員長

要配慮者対応には、2つの側面があると思います。1つ目は、建物の構造とか設備といったハード面、2つ目は、個々の職員が配慮の必要な点を正確に理解し、的確な対応をしていくというソフト面、この2つが車の両輪となって初めての的確な要配慮者対応ができるのではないのでしょうか。

先ほど裁判所の事務担当者から、要配慮者対応のソフト面の問題について、どのような考え方で裁判所は臨んでいるのか、また、新規採用職員だけではなく、経験のある職員も含めて、どのような研修をしているのかという説明がありました。これらについて、皆さんの御意見、御感想、御質問、あるいは、皆さん自身の経験、あるいは職場での工夫例などをお伺いしたいと思います。

○学識経験者委員A

業務の都合や当日体調不良で研修が受けられなかったという可能性があるかと思いますが、その場合どのように対応されているのでしょうか。

○事務担当者

事例としてはございませんが、そのような場合、資料の配布はしますが、改めて別に研修をすることは想定しておりません。事案によっては、翌年度の同様の研修に参加してもらうということもあります。

○学識経験者委員 B

ソフト面での対応について御報告をしていただきましたが、ハード面の取り組みについても御紹介いただけますでしょうか。

ちなみに私どもの会社では、お客様を迎えるに当たり、床のバリアフリー化ですとか、あるいは、社員そのものが車椅子で仕事をするという中では、執務室の中の改造等をしています。

○事務担当者

先ほど B 委員からお話のありましたバリアフリーの関係ですが、駐車場には車椅子の方が利用できるエリアを用意しており、そこからスロープが玄関まで続いております。しかし、その方がエレベーターを利用して階上に移動する場合は、庁舎の若干奥の方にまで入っていただくことになり、使いにくい部分もございます。それから、点字ブロックを構内にも設置しておりますので、そういう形で使いやすいようにはしております。

○委員長

B 委員の勤務先ではバリアフリーとかの取り組みについて、要配慮者視線から考えたりされているのでしょうか。

○学識経験者委員 B

執務室の改造につきましては、例えば床面の材質を絨毯のような素材を使って少し底上げし、この部屋の入口にあるような段差を解消するために、傾斜をつけるなど車いすの利用に支障が出ない形で行っております。

○委員長

どうもありがとうございました。ハード面につきましては、先ほど事務担当者から説明をいたしました。ハード面について皆様からいろいろと御意見をいただくには、建物全体を一度、別の機会に皆様に御覧いただいてからの方が良いのではないかと思います。ただ、今回はその時間がございませんので、別の機会を設けてさせていただくということによろしいでしょうか。

○学識経験者委員B

ありがとうございます。

○委員長

先ほど説明の中で、手話に関するものがありましたが、私自身の経験として、担当していた事件の当事者や関係人で聴覚障害の方がいらっしゃって、手話通訳を利用したのですが、そのとき、自分自身初めて知ったのは、手話は話した言葉をそのまま訳すのではなく、その概念自体を特殊なサインで伝えるということでした。配慮をするに当たってもそういう理解をすることによって、地に足の着いた対応ができるのではないかと考えますが、皆さんの御経験、あるいはそういった観点から裁判所の研修体制等に対する御指摘はございますでしょうか。

○検察官委員C

研修体制とは違いますが、先ほど事例として紹介された中で、聴覚に障害のある当事者への対応を聞いていて、疑問に感じたことがありました。全聾である当事者が出廷する可能性があったので、ホワイトボード及び筆記用具を準備したものの、手話通訳については訴訟費用の問題もあることから要請を行わなかったということ

でしたが、当事者がどういう主張をするのか、あるいは、その当事者の意思表示を裁判所が酌み取って、それを裁判過程に反映させるに当たって、手話通訳を付けるのは合理的配慮として当然行うべきものだと思うのですが、この合理的配慮と訴訟費用との関係について、裁判所の考えを教えてくださいませんか。

○裁判官委員D

今御指摘いただいたとおり、手話通訳に費用がかかるということが実際はあると思いますが、その費用についても訴訟費用の一部になると思われます。民事事件の場合、訴訟費用は原則当事者負担ということになっておりますので、それを裁判所が負担する仕組みはございません。手話通訳を必要とする方があらかじめ費用を予納し、通訳人を選任するという正式な方法を執れば、手話通訳を選任ということは可能なのですが、このケースでは、まずとり得る方法をとということで、筆談を行うためのホワイトボードや筆記用具を用意したという対応にとどまったものと思われます。確かに、手話通訳を利用した方が意思疎通を図る手段としては有効だと思われませんが、障害の特性などによっては筆談で足りる方もいらっしゃいますし、選任にかかる費用を裁判所で負担する仕組みもないことからこのような対応にとどまっております。

○検察官委員C

そうしますと、ここで言われている合理的配慮というのは、訴訟費用が発生しない限度、あるいはその費用を自分で負担するということを前提とした配慮ということになるのでしょうか。

○裁判官委員D

原則，訴訟費用が当事者負担になる場合，敗訴者が負担します。勝訴の見込みが非常に高く，後の回収可能性も高ければ，あらかじめ予納させる手続を進めていくのですが，さまざまな訴訟の進行上のリスクがございますので，当事者と協議しながら，進行を決めております。

#### ○学識経験者委員 E

先ほど費用の話がありましたが，要綱には過重な負担にならない程度の合理的配慮となっておりますが，金額の基準はあるのでしょうか。

#### ○事務担当者

先ほどのD委員の説明のとおり，事件の事案ごとに，どうすれば実質的な配慮になるかという点を，当事者及び裁判官との間でやりとりをしながら決めておりますので基準はございません。

#### ○委員長

私が先ほどお話ししたのは刑事事件で，刑事事件の場合は，通訳を選任すると当然費用がかかりますが，それは被告人が有罪の場合でも一般的には被告人には負担させないということになっていきますので，その点が民事事件と刑事事件で異なる扱いになると思います。

#### ○学識経験者委員 F

先ほど，民事事件では通訳人の費用を自分で払わなければいけないと言われましたが，離婚とかの訴訟や調停ときも民事だから自分で払わないといけないのでしょうか。

#### ○裁判官委員D

同様です。民事の場合は裁判所が積極的に費用を負担できませんので、良い方法があっても、当事者に対し、簡単に御提案しづらい状況があります。そういう意味では、民事事件を進めていくときに、職員側でできる配慮について、その障害の特性を見極めて対応していくことが必要となりますが、実際、関係者の方が障害を有するという情報に接したときにどう対応するのかは非常に難しい問題であり、個々の職員の対応だけでは、限界があるということを部内のミーティングでもよく確認しています。

#### ○学識経験者委員A

大学での取扱いになりますが、公開講座で、例えば通訳や手話の要請があった場合には、大学の費用で通訳を付けることになっています。問題は裁判所でも痛感されているかと思いますが、通訳の質です。大きな課題として、法律用語や独特の言い回しを的確に通訳される方はまずいらっしゃらないという状況ではないでしょうか。この課題は国全体の問題だと思いますので、国として、通訳官という形で専門の養成をする必要性のある時代だと痛感しているところです。

#### ○学識経験者委員G

私もA委員がおっしゃったことと全く同じことを感じております。話し合われる内容を的確に相手に伝えるためには、その専門的な知識がどうしても必要となるので、そのための体制や枠組みをきちんと作って養成をしていく、積み上げていくということをしなければならない時代になったのではないかなと、私も強く感じるところです。

大学では、例えば授業の対応で、身体的な配慮というよりは、少し本日のテーマから外れるかもしれませんが、むしろ発達障害がある学生に対する配慮について取り組んでいます。発達障害と一くくりににはできないので、個々の特性に合わせて、その子に最も必要な情報が届く、その子が最も必要としている学問を届けるということを個別的にやっております。対応後、必ずその学生に関わった教員同士や職員も含めたミーティングを開き、振り返りを通じて、その学生への関わり方を決めるということを繰り返し行っています。職員や教員の一人一人に委ねてはとても対応ができませんので、大学ではそういった枠組みを作りながら実践を積み上げているところです。

○委員長

裁判所では研修の振り返りをどのように行っているのか説明してください。

○事務担当者

裁判所では、研修には一部の職員しか参加できませんので、参加した職員が各職場に研修の結果を持ち帰って、どういう体験をして、どういう気付きがあったということをミーティング等で発表しながら、職場全体でどのような対応が可能かを含めて還元するようにしております。

○委員長

職場におけるミーティングの状況について説明をお願いします。

○裁判官委員D

ミーティングでは発達障害のところまでの対応はできておりませんが、聴覚障害

者から事前に障害があることの情報提供があったような事例をもとに、どのような対応が可能だったか、あるいは今後できるのかということについて、事例研究をしております。障害の内容をよく知ることということがまず何より大切だということを感じておりましたし、意見交換の機会はまめに行う必要があると感じましたし、職員にもそういう意識がだんだん芽生えてきております。

ちなみに、大変難しい障害、特性を抱えた方に対して、裁判官としてどう対応すべきかについて、司法研修所の裁判官研修の中に取り入れております。そういった情報も少しずつ研修に参加した者から各地裁にフィードバックしたり、あるいは研修の講演録を紹介し合ったりして、裁判官自身も意識を高めるということに努めております。

#### ○学識経験者委員G

D委員のお話をお伺いして思ったのですが、地域住民にとって裁判所に来ること自体が非日常であり、非常に緊張する場であると思います。それは私自身が、センター試験の試験監督を、特に要配慮、配慮を必要とする受験者に対しての試験監督を長年務めてきて思うところです。裁判所に来られた方は、その場が非常に非日常であって、非常に緊張する場であるにもかかわらず、自分の持てる力を、あるいは今一番言いたいことを伝えていかなければならない場であるということもあり、非常に強いプレッシャーを感じています。裁判所に来ることだけでも大きなハードルがありますので、非日常の状態で来ているというものの理解と、それからふだんどおりのコミュニケーションがそもそも成立しないということを前提にして、その人が最も伝えたいこと、最もその人が聞きたいこと、コミュニケーションをとっていくためにはどうしたらよいのかということを考える必要があるのではないのでしょうか。

例えば、センター試験では、試験監督者が一般の教室では口頭で説明を行います。が、配慮が必要な学生に対しては、試験監督者が口頭で行う説明を全て文書にしております。さらに、その文書を示しながら、そばにいる監督補助者が、今前に立っている試験監督者は今このことを伝えたよということを指さしをしながら学生に対し理解状況の確認を行うといった配慮をしております。

#### ○弁護士委員H

先ほど、裁判所に来られる方が非日常なんだという御指摘がありまして、最近感じるところがありましたのでお話しさせていただきます。私が過去に担当した事件で、性的被害に遭われた方が会社と加害者を相手に慰謝料等を請求する裁判を起こしたという事案があり、和解的な解決に向けて、裁判所が被害者御本人の気持ちを聞く機会を持つことになりました。私は日常から被害者支援に携わっていたということもあり、万が一の可能性も考え、被害者支援センターの女性の支援員の方に法廷に入ってもらうために書記官を通じて申し出をし、認めていただきました。

当日、その方は裁判所に来て、裁判官を前に自分の思いを話されていまして。私はその状況を見て、気丈にしっかり話をされているなど、能天気だと思っていたのですが、反対当事者と入れ替わりのために法廷から出た瞬間、その方がベンチに倒れ込んでしまったんです。それを見て、その方は一生懸命話されていまして、必死の思いで、とにかく分かってもらいたいという気持ちでそこまでされていたんだということが分かったんです。

実は、2回目のときも同じような状況になったのですが、そのときは、書記官がすぐ駆け付けてくださって、看護師の職員もいますので必要があったらすぐに言ってくださいとか、きめ細やかにいろいろ言っていただいて、非常に助かったということがありました。

その事案では、控室はもともと用意していただいていたのですが、控室にまで書記官も来ていただいて、車椅子とかも用意していただくなど、速やかに対応してただけました。要配慮者という意味では共通すると思いますが、研修をされてるということで、先ほどはどうかという突っ込みもありましたけど、そういう対応ができる方が現にいらっしゃるということは、研修も効果が上がっているでしょうし、研修だけではなく、問題意識を持って現場の方は行動されているということが、よく分かりました。

また、最近では刑事裁判でも、うまく聞き取れていない状況が見られたときに、書記官が助聴器をさっと出されていますから、そういう意識は間違いなく高まってきていると思います。私達弁護士も、裁判所に任せるだけではなく、まさに非日常で来られる方の橋渡し役ですから、もっとよく勉強して、事前に裁判所にこういう問題があるんですということを伝えて、より効果的な配慮、支援につなげていく必要があると思います。

実は、弁護士会も、要配慮者対応について議論は何回もしているのですが、結果が出せていません。今回、裁判所が、法律の適用対象そのものではないにもかかわらずこういう取り組みをされているということを聞きましたので、弁護士会で話すことがあればそういうことも伝えて、司法関係の利用者の方が利用しやすくなるように、私達も気を付けていかなければならないと思いました。

#### ○委員長

先ほどH委員が言われましたが、裁判所にお越しの方はいろんな方がいらっしゃって、障害はないけれども単に激昂しているとか興奮している方、障害をお持ちの方、あるいは、深刻な被害に遭って、PTSDとまでは言わないけれども、すごくその辺に過敏になっていらっしゃる方もいます。その中で我々がやることは何かと

いうと、そういった方々でも普通に防御することができる、あるいは自分の主張を言うことができるといった活動ができるようにすることです。例えば障害にもいろんな特性があって、身体的な障害がある方もいらっしゃいますし、それからメンタル的な障害がある方もいらっしゃる。我々裁判所で働く者は、専門的な知見は持てませんが、H委員が言われた、もっと対応しなくてはとか、分かったらどうしてあげたらいいのかという気持ちを持つことが大事なのではないでしょうか。

#### ○学識経験者委員 I

今おっしゃったこと、本当に大きくなぞきたいと思います。知るということが一番大事なことではあると思います。そういう意味では、さきに研修の内容の御説明がございましたけれども、ロールプレイや疑似体験、DVDを視聴した後の話し合い、さらに、その場、そのときだけで終わらずに、職場に持ち帰って出席できなかった職員にそういう研修があったということを、会議ではなくても、話が自然にできるということが大事だと思います。ですから、一番の理想はその繰り返しが普通に、当たり前になることだと思います。

当社にも聴覚に障害のある社員がおりまして、その障害の不自由さを補うという、これも配慮の一つだと思いますが、業務にしっかり慣れるまでは、一人の担当者を決めまして、その一人の担当者がずっと指導を行いました。安心感という意味では、それも一つの配慮だと思います。

#### ○学識経験者委員 J

いい取組ではないかと思います。

ここの建物を改修される云々という話のときに、私たちに庁舎内を見てもらって指摘をとというお話がありましたが、よくあるのは、視覚障害者の方や聾啞者の方の

団体の方に入ってもらえることもあるかと思いますが、そういうことは今までに改修されたときにはなかったのでしょうか。

○事務担当者

少なくとも私の知る限りでは、そういった団体に入っていたという事はございません。

○裁判官委員D

質問ですが、県では特に手話に力を入れてらっしゃるというお話をよくマスコミ報道でお聞きしますが、職員の意識を高めるために、何か工夫されてるようなことがおありでしょうか。

○学識経験者委員J

朝の挨拶のときに、手話で「おはようございます」といった挨拶の練習はします。県の場合、段階的に新規採用からずっと階層的に研修していく中でこういう研修が入っていますし、さらに、全職員に対し、「あいサポート運動」に参加するよう奨励しています。

ちなみに、県の場合、要請の有無にかかわらず、200人以上人が集まるイベントであれば、手話通訳か要約筆記は必ず付けることになっています。

○検察官委員C

検察庁は基本的に刑事手続を担当する分野なので、先ほど手話の関係で違和感を感じたというのも、検察庁であれば、当然手話通訳をつけるという形で配慮すると考えていたところでもあります。

あと、検察庁で、あえてこの配慮ということに付け加えるのであれば、もちろん職員の心構えというのもそうなのですが、実際そういった合理的配慮を要する人たちというのは、今後自分が手続においてどういう負担を感じて、かつ、それに対してどんなサポートをしていただけるのかということについての不安を持たれているということにも特に配慮しておりまして、障害に対する配慮だけではなく、不安に対する配慮という点も考慮して説明をしております。

#### ○裁判官委員K

先ほどH委員から御指摘があったように、内輪の話ではありますけれども、いろいろな研修の成果もあり、裁判所の職員の意識は大分変わってきたと思っております。その中で、一つまた大きなきっかけになったのが、障害を抱えた方も、裁判の利用者という立場ではなく、我々裁判官と一つのチームとなって裁判を行う主体となるという裁判員制度の導入だと思います。

裁判員制度の趣旨は広く国民の方から参加していただくということであり、障害を抱えている方であっても、基本的に裁判員として参加していただくというのが前提になっております。障害を抱えた方と、いつ何どき一緒に仕事をさせていただく機会があるかもしれない、そういうところに常にアンテナを張って仕事をする職員が増えたのが自然にマインドを変えるきっかけになっているのではないのでしょうか。

裁判所としては、裁判員の候補者として来られる方がどのような障害をお持ちかということ事前に把握しておく必要がございますので、当庁では、裁判員の候補者の方々に、事前に質問票を送付して、幅広く情報をいただこうという取組をしております。いただいた情報で明確でないところがあるようでしたら、そのときは職員の方からまた具体的に尋ねさせていただいて、事前にできる限りの配慮及び準備はしておこうという態勢を執っております。

○委員長

E委員の職場ではどのような取組をされているか御紹介いただけますでしょうか。

○学識経験者委員E

私の職場では、検定試験を行っており、こういったときは、不特定多数の方がお見えになるので、当然障害をお持ちの方もお見えになります。そういったときには個々の障害に応じて個別に対応し、別室で試験を受けていただくといった対応もさせていただいています。

○学識経験者委員F

裁判所の利用者から配慮が必要なんですと言いやすいような、職員がいて、最初に困られることがないように私たちがお手伝いしますよってという言葉があると、それだけでも違うのではないかと思います。

○委員長

本日は、いろいろ有益な御意見を頂戴しまして、ありがとうございました。